

# 随意契約の事前確認に関する公示

令和8年4月24日

高エネルギー加速器研究機構

財務部東海契約課

本機構では契約の性質又は目的が競争を許さないとして特定の者と随意契約をする場合は、事前に公募により契約を履行できる者の有無を最終的に確認することとしています。

期限までに応募者がいなければ、随意契約手続きを開始しますが、応募者がいる場合は応募資格等を審査し、合格した場合は競争契約手続きに移行します。

## 1. 調達件名 BL08 自動試料交換機の試料搭載数拡張 一式

MLF BL08 SuperHRPD に付属する自動試料交換機の試料搭載数拡張を行うものであり、詳細は仕様書等による。

(仕様書等は5. 連絡先で受領すること)

## 2. 応募者に必要な資格

- (1) 契約事務取扱規則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の製造」の資格を有する者であること。
- (3) 本機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 3. 応募者に必要な要件

- (1) 自動試料交換機の構造や動作原理、特に駆動機構に関する深い知識と理解を有していること。
- (2) 既存部品の状態を適切に評価し、再利用または交換の判断ができる高度な技術力を持っていること。
- (3) 構造上の制約を理解した上で、試料数拡張のための改良設計を行うことができる経験及び実績を有すること。

## 4. 応募の方法

応募希望者は、上記2の応募資格及び3の応募要件を満たすことを証明する資料を次の期限までに下記連絡先に書面で提出すること。

期限：令和8年5月13日 17時 必着

## 5. 連絡先

〒319-1106

茨城県那珂郡東海村大字白方203-1

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

財務部東海契約課東海契約第一係

担当者 刈間 晃二 (電話番号 029-284-4473, tokai-tender1[at]ml.post.kek.jp ([at]→@))